平成２８年（フ）第６６号
群馬県安中市安中１丁目９番７号　トゥー・ル・モンド　１Ｅ
債務者　新井　一生
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第２３号
新潟県三条市石上２丁目４番31号　牛腸団地15号
債務者　熊谷　　隆
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２８年（フ）第２６号
新潟県三条市興野１丁目８番10号
債務者　熊倉　惠子
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２８年（フ）第５６号
静岡県御殿場市新橋1695番地の１　ウィスティリア御殿場601、前住所静岡県御殿場市東田中1303番地の11　パームコートＢ208
債務者　奥山　樹理
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第７１号
静岡県伊東市南町１丁目３番４号　レジデンス加美202号
債務者　渡邊　吉和
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１２６号
堺市中区深阪４丁14番55―203号、前住所堺市南区竹城台４丁２番13―203号
債務者　平　　賢治
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１２７号
堺市北区北花田町３丁29番地３　シャトレＫＴ102号、前住所堺市北区蔵前町１丁18番９号
債務者　ＢＩＣＹＣＬＥ　ＣＯＬＯＲこと　清田　勇樹
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１７１号
堺市南区城山台２丁１番10―305号、申立時の住所堺市南区城山台２丁３番１―109号
債務者　井上　幸子（旧姓力丸・地村）
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２１６号
堺市西区草部1800番地　１棟1007号
債務者　今井　康誠
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２３９号
堺市中区八田西町２丁14番27号　サンコーポいずみ203号
債務者　近藤　康子
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２４１号
大阪府高石市東羽衣７―10―39、住民票上の住所大阪府泉大津市条南町７番29号
債務者　鈴木都子こと　ＨＷＡＮＧ　ＤＯＪＡ　黄　　都子
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２４４号
大阪府柏原市本郷４丁目３番43号　ハイツエルグリーン103号、前住所大阪府柏原市本郷４丁目118番地の９
債務者　華田ゆみ子
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２４５号
大阪府河内長野市錦町28番13―102号
債務者　細川　　唯（旧姓瀬尾）
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２４６号
堺市北区船堂町２丁13番14号
債務者　石田尾　翔
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２４９号
堺市南区若松台１丁４番１―210号
債務者　佐藤　文子
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２５０号
堺市堺区寺地町東２丁１番31―203号
債務者　嶋田　信一
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２６３号
堺市堺区東雲西町４丁３番１号　サンリバティー東雲201号
債務者　小松あゆみ（旧姓河原）
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係